参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職 愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹 ( 公 印 省 略 )

# 見積依頼書

1 件 名 スチール台車ほか購入【オープンカウンター方式】

2 納 入 場 所 愛知県常滑市金山字石坂201番地 下流管理所 ほか 計2か所

3 納 期 契約締結日の翌日 から 令和7年11月30日まで

4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明 実施しません。

2 見積参加条件 下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。

①長野県、愛知県、岐阜県又は三重県に本店、支店又は営業所等が所在すること。

②機構における令和7年度有資格業者名簿(水資源機構)に登録されていること。

#### 3 見 積 書 等

1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏

名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印された

ものに限ります。

ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)

2) 提出方法 なお、FAX(又は電子メール) に拠りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書

留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。

3) 提出期限 令和7年11月4日 16:00 まで

4)提出先 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所 (総務課 犬田)

FAX: 0561-37-2112(又は 0561-39-5464)

メールアドレス: nyukei\_aichi@water.go.jp

5) 質問書 令和7年10月29日 16:00 まで

提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。

6) 見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の 再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期

限は令和7年11月5日16:00までとします。

7) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してく

ださい。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

#### 4 見 積 結 果

見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の 翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。

#### 5 そ の 他

- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

# スチール台車ほか購入 (オープンカウンター方式)

仕様書

令和7年10月

独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所

# 第1章 総則

# 第1節 適用

#### 1-1 適用

この仕様書は、スチール台車ほか購入(オープンカウンター方式)に適用する。

# 第2節 契約の内容

#### 2-1 納品場所

愛知県常滑市金山字石坂 201 番地 下流管理所 ほか

・長野県木曽郡木曽町三岳 7696 番地の 1 牧尾管理所

#### 2-2 納期

令和7年11月30日まで

# 2-3 納入品・規格等

No.	品名	規格	数量	単位
1	静音スチール台車	金沢車輌 NHT-106S-LH	1	台
2	静音スチール台車	金沢車輌 NHT-306S-LH	1	台
3	非接触温度計	マザーツール MT-9	3	台
4	ファスナー付図面ケース	TRUSCO ZMC-A1	5	枚
5	ポリカ中空ボード	光 KTP9064W-3	5	枚

※No.1~3 は下流管理所 (愛知県常滑市)、No.4~5 は牧尾管理所 (長野県木曽町) へ納品

# 第3節 協議等

受注者は、本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

-以上-

# くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

#### 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

# 2. くじ用数値について

- 1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

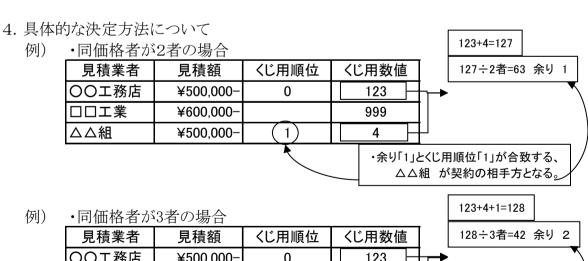


※数字は、明確に記載してください。

#### 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
  - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」



〇〇工務店 ¥500.000-0 123 ロロエ業 ¥600,000-999 △△組 ¥500.000-4 1 ◎◎工業 ¥500,000-2) ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、 ◎◎工業 が契約の相手方となる。